

①育児休業給付金

(1-1)育児休業給付金の支給要件

1. **1歳未満の子**を養育するために、育児休業を取得した被保険者であること(2回まで分割取得可)
2. 休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が **11 日以上**ある(ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の)完全月が 12 か月以上あること。
3. 一支給単位期間中の就業日数が 10 日(10 日を超える場合は就業した時間数が 80 時間)以下であること。
(期間を定めて雇用される方の場合) ※上記 1.~3.に加えて 4.も必要
4. 養育する子が**1歳6か月**に達する日までの間に、その労働契約の期間が満了することが明らかでないこと。

(1-2)育児休業給付金支給額

育児休業給付金の支給額 = 休業開始時賃金日額※1×支給日数※2×**67%**(育児休業開始から 181 日目以降は **50%**)

※1:同一の子に係る最初の育児休業開始前(産前産後休業を取得した被保険者の方が育児休業を取得した場合は、原則として産前産後休業開始前)直近6か月間(賃金支払基礎日数が 11 日未満の賃金月は除く。また、当該休業開始前の2年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上の賃金月が6か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上である賃金月)に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)の総額を 180 で除して得た額(上限額及び下限額があります。)をいいます。

※2:支給日数は、原則 30 日間。休業終了日の属する支給単位期間は、休業終了日までの日数です。また、支給単位期間の途中で離職した場合、喪失日の属する支給単位期間の前の支給単位期間までが支給対象です。